

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News

October 2022. | Vol. 82

## 「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～

当センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院をセンターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。センターでは、現在、下記の46病院を「いきいき働く基本認定医療機関」に認定しています。基本認定に必要な50項目が達成できましたら、センターへ申請いただき、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定します。まずは取り組みの初めとして宣言書をセンターにご提出いただき、その後、基本50項目が達成できましたら、センターへ申請をお願いいたします。



いきいき働く認定医療機関（基本認定：令和4年9月末現在）



### 「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

令和4年9月末現在、97病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

#### いきいき働く宣言医療機関（令和4年9月末現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

- |                     |                     |                 |                    |
|---------------------|---------------------|-----------------|--------------------|
| 1 京都リハビリテーション病院     | 26 綾部市立病院           | 51 京都岡本記念病院     | 76 渡辺病院            |
| 2 京都ルネス病院           | 27 稲荷山武田病院          | 52 亀岡病院         | 77 京都市民連あすかい病院     |
| 3 京都田辺中央病院          | 28 京都博愛会病院          | 53 高雄病院         | 78 洛北病院            |
| 4 京都田辺記念病院          | 29 学研都市病院           | 54 なぎ辻病院        | 79 南京都病院           |
| 5 精華町国民健康保険病院       | 30 脳神経リハビリ北大路病院     | 55 八幡中央病院       | 80 新河端病院           |
| 6 京都九条病院            | 31 京都回生病院           | 56 市立福知山市民病院    | 81 西山病院            |
| 7 介護医療院さいきょう        | 32 木津屋橋武田病院介護医療院    | 57 田辺病院         | 82 京都武田病院          |
| 8 シミズ病院             | 33 嵯峨野病院            | 58 蘇生会総合病院      | 83 堀川病院            |
| 9 ほうゆうリハビリテーション病院   | 34 京都南西病院           | 59 京都ならびがおか病院   | 84 吉祥院病院           |
| 10 宮津武田病院           | 35 十条武田リハビリテーション病院  | 60 なごみの里病院      | 85 日本パプテスト病院       |
| 11 松ヶ崎記念病院介護医療院     | 36 北山武田病院           | 61 富田病院         | 86 千春会病院           |
| 12 長岡病院             | 37 賀茂病院             | 62 綾部ルネス病院      | 87 明治国際医療大学附属病院    |
| 13 京都南病院            | 38 京都きづ川病院          | 63 六地藏総合病院      | 88 京都からすま病院        |
| 14 新京都南病院           | 39 宇多野病院            | 64 京都東山老年サナトリウム | 89 京都済生会病院         |
| 15 京都市民連中央病院        | 40 洛和会丸太町病院         | 65 金井病院         | 90 京都大原記念病院        |
| 16 もみじヶ丘病院          | 41 洛和会音羽病院          | 66 京都鞍馬口医療センター  | 91 京都八幡病院          |
| 17 三菱京都病院           | 42 洛和会音羽記念病院        | 67 介護医療院五木田病院   | 92 同志社山手病院         |
| 18 吉川病院             | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 68 丹後中央病院       | 93 京都市立京北病院        |
| 19 宇治武田病院           | 44 洛和会東寺南病院         | 69 愛生会山科病院      | 94 京都近衛リハビリテーション病院 |
| 20 京都久野病院           | 45 身原病院             | 70 宇治病院         | 95 みのやま病院          |
| 21 第二久野病院(京都久野院と統合) | 46 洛西シミズ病院          | 71 京都桂病院        | 96 桃仁会病院           |
| 22 いわくら病院           | 47 洛西ニュータウン病院       | 72 西陣病院         | 97 ムツミ病院介護医療院      |
| 23 相馬病院             | 48 医仁会武田総合病院        | 73 大島病院         |                    |
| 24 向日回生病院           | 49 武田病院             | 74 むかいじま病院      |                    |
| 25 亀岡シミズ病院          | 50 伏見岡本病院           | 75 市立舞鶴市民病院     |                    |



相談内容など  
秘密は厳守します。

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分  
場所 COCON烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）

### 許可事例

#### 宿日直許可申請の許可・不許可事例について

宿日直許可とは、許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となり、①宿日直の時間で業務に従事していない時間は労働時間とカウントされないこと、②勤務間インターバルの関係では、宿日直許可を受けた宿日直（9時間以上連続したもの）については休憩時間として取り扱えることなど、令和6年4月に適用される医師の時間外上限規制に向け、医師の宿日直許可の取得は重要な課題となります。今回、厚生労働省から発出されました許可申請における許可・不許可事例を紹介しておりますので、取得に向けてお取り組みされている医療機関は是非、ご活用ください。

病棟当直等		【ポイント】[特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務]として定期的な病棟回診等が認められる場合がある。	
救急指定の別	指定なし	労働者数(病院全体)	100人
病床数(病院全体)	40床		
許可取得した診療科・部門	内科(呼吸器、消化器、循環器)		
宿日直許可の対象医師数	勤務医14人(うち非常勤医師14人)		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回):20時～翌9時(日・月・水・金・土)、17時～翌9時(火・木)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去1か月の実績について調査。</li> <li>●宿直勤務中の業務としては、少数の軽傷の外来患者の問診実施。 ：発生件数は、月0～3件。対応時間は、1件当たり5分程度(最大で20分)。</li> <li>●宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様の業務は、入院患者の死亡確認、搬送される救急患者(診察のみ。手続等は看護師対応)の対応があるが、数か月に1回発生する程度。</li> </ul>		

ICU、救急		【ポイント】救急等でも対象業務が[特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務]であれば許可される場合がある。	
救急指定の別	二次救急病院	労働者数(病院全体)	900人
病床数(病院全体)	350床		
許可取得した診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、病理診断科、精神科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医44人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回):18時～翌9時 日直(月1回):9時～18時		
許可を取得した業務	ICU(集中治療室)の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最大収容患者数4人のICUにおいて、</li> <li>●1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する[処置確認](約2分)</li> <li>●月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るかどうかの判断のみを行う[呼出対応](約20分)</li> <li>●休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務医による対応なし。</li> </ul>		

救急病院			
救急指定の別	一次救急病院		
病床数(病院全体)	50床	労働者数(病院全体)	80人
許可取得した診療科・部門	内科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、整形外科		
宿日直許可の対象医師数	他病院からの受入医7人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(週1回):18時～翌8時30分 日直(月2回):9時30分～翌8時30分		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機、診察		
労基署の調査概要	過去1か月間の実績を調査。 通常の勤務時間と同様様の業務の発生は、1か月間に6回、戻もちの診察(約5分)や死亡確認(約10分)等(合計約45分)。 医師2人について、宿直日ごとの間隔が6日以上開いていない週がみられたものの、1か月間の宿直回数は4回以下となっており、また、勤務の労働密度が薄いことから、週1回の限度を満たしているとして許可。 宿日直手当額は、17号通達記2イによることが著しく困難として、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金額から算出した日額の3分の1の額を参考に評価。		

救急指定の別	三次救急病院		
病床数(病院全体)	300床	労働者数(病院全体)	600人
許可取得した診療科・部門	内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科等31科目		
宿日直許可の対象医師数	勤務医47人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回):23時～翌8時30分(毎日)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿直勤務は17時から開始。17時以降は通常業務には従事せず、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①救急外来患者のうち軽症者に対する診察等</li> <li>②入院患者の容体の変動への対応を行う。</li> </ul>               本申請は救急外来患者への対応件数が減少する23時以降の時間帯に限定して許可申請の対象とするもの(17時から23時までは時間外労働として扱う。)</li> <li>●直近3か月の実績を調査。</li> <li>●宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様様の業務の状況は次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①救急外来患者への対応 対応時間は、1件当たり25～40分。重症患者の場合は、オンコール医師へ連絡。</li> <li>②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり20～30分。</li> </ul>               原則、主治医が対応。主治医から指示があった場合は看護師等に指示。</li> <li>●ただし、23時以降の対応患者数は年間平均2人/日程度。</li> <li>●十分な睡眠時間が確保されている。</li> </ul>		

救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	200床	労働者数(病院全体)	390人
許可取得した診療科・部門	一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、糖尿病内科、外科肛門科、整形外科、脳神経外科、乳腺外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、歯科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻薬科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医8人、他病院からの受入医8人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回):17時～翌8時30分(月～土) 日直(1人当たり月1回):9時～17時(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去3か月間の実績を調査。</li> <li>●救急搬送又は外来患者が来院しても、宿日直勤務に従事する医師の専門外である場合には対応可能な病院を案内する。</li> <li>●入院患者の急変時に宿日直勤務医が処置の判断を行えない場合は担当医師に連絡する。</li> <li>●宿日直中に発生する通常の勤務時間と同様様の業務の状況は次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院患者の容体急変時の診察:発生頻度は、3か月(92日)間のうち宿直勤務で71件(1勤務平均0.9件)、日直勤務で19件(1勤務平均1.5件)、1件当たり、30分未満。</li> <li>●救急患者の診察:発生頻度は、3か月(92日間)のうち、宿直勤務で47件(1勤務平均0.6件)、日直勤務で17件(1勤務平均1.3件)、1件当たり、30分未満。</li> </ul> </li> </ul>		

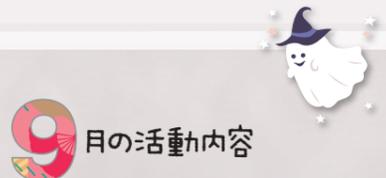
許可回数特例			
【ポイント】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合がある。			
救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	170床	労働者数(病院全体)	190人
許可取得した診療科・部門	内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医1人、他病院からの受入医10人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週2回):17時30分～翌8時30分(毎日)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機、問診等		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去0.5か月間の実績を調査。</li> <li>●宿直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 発生件数は、1日0～1件。対応時間は、1件当たりの所要時間は5～10分程度。</li> <li>●勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。</li> </ul>		

精神科			
救急指定の別	精神科救急医療の当番病院		
病床数(病院全体)	170床	労働者数(病院全体)	120人
許可取得した診療科・部門	精神科、心療内科、内科、消化器科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医2人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回):17時～翌9時(月～金) 日直(1人当たり月1回):9時～17時(土日のみ) ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日程度)に係るもの。		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済み。</li> <li>●救急指定当番日については、22時以降の宿直のみ許可を得ていたが、その後の業務実績から、日直及び17時から22時までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であることを確認した上で、改めて救急指定当番日の宿日直全体について許可申請に至ったもの。</li> <li>●過去1年間の実績を調査。               <ul style="list-style-type: none"> <li>●過去1年間における救急指定当番日は43日。</li> <li>●うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。</li> </ul> </li> <li>●宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同様様の業務の状況は次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>●救急外来患者等の対応:発生件数は、宿直中年4回、日直中年1回。対応時間は、1件当たり30分程度。</li> <li>●宿日直時間帯には、看護師のほか、外部からの電話連絡等に対応するための事務員を配置し、一次対応を行うなどタスクシェアを図っている。</li> </ul> </li> </ul>		

許可回数特例			
救急指定の別	指定なし		
病床数(病院全体)	12床	労働者数(病院全体)	25人
許可取得した診療科・部門	産科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医5人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直(1人当たり週1回):19時～翌9時(月のみ) 17時～翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回):9時～17時(日のみ)		
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去5か月間の実績を調査。</li> <li>●宿直中に発生する通常の勤務時間と同様様の業務の状況は次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院・外来患者の分娩対応:対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)、日直で月最大1件。対応時間は、1件当たり平均54分。</li> <li>●宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大1件。宿日直医師の対応時間は約1時間。</li> <li>●宿日直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。</li> </ul> </li> </ul>		

通常業務との分離			
【ポイント】通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。(※)			
救急指定の別	二次救急病院		
病床数(病院全体)	340床	労働者数(病院全体)	490人
許可取得した診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、化学療法科、病理診断科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医29人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	日直(月1回):14時～17時		
許可を取得した業務	緊急事態に備えての待機、文書又は電話收受等		
労基署の調査概要	過去1か月間の実績を調査。 救急指定病院として月25日程度、救急患者を受入。 日直勤務日の14時までは時間外労働として勤務し、14時以降は宿直室に移動して待機。 ほぼ毎回、14時以降も患者への治療等が複数回発生(合計約30分～2時間)。 終業時刻に密着して行う短時間の断続的な労働と判断。		

(※)始業又は終業時刻に密着して行う短時間(おおむね4時間程度未満)の監視又は断続的な労働は、日直の業務として許可の対象とならない。(昭和43年4月9日付け基収797号)



### 1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

### 2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

- 令和4年9月:特別支援事業による病院訪問(2病院)
- 今後のスケジュール  
令和4年10月:特別支援事業による病院訪問(3病院)

### 3 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

### 4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

## ●今後のスケジュール

対象 京都府内病院の理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職等

参加費 無料

### 医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会

第1回	<p>日時:令和4年10月18日(火)午後2時30分～午後4時30分</p> <p>場所:ハートンホテル京都(京都市中京区東洞院通御池上ル船屋町405)</p> <p>テーマ:「医師の働き方改革のためにやるべきこと －労働時間管理、宿日直許可申請、医師労働時間短縮計画を中心に－」</p> <p>講師:福島 通子 氏(塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)</p> <p>定員:会場参加20名、オンライン参加500名</p>
-----	--

第2回	<p>日時:令和4年12月1日(木)午後2時30分～午後4時30分</p> <p>場所:ハートンホテル京都</p> <p>テーマ:「医師の働き方改革の最新動向と院内における効果的な進め方」</p> <p>講師:斐 英洙 氏(ハイズ株式会社代表・慶應義塾大学大学院特任教授)</p> <p>定員:会場参加30名、オンライン参加500名</p>
-----	--

### 医療勤務環境改善研修会

「医療従事者の働き方改革について」(京都労働局、公益社団法人京都府看護協会 共催)

日時:令和4年10月27日(木)午後2時30分～午後4時30分	場所:ハートンホテル京都
テーマ:「医師、看護師をはじめとする医療従事者の働き方改革について」	講師:諸橋 泰夫 氏(一般社団法人STRヘルスケアグループ 常務理事)
定員:会場参加20名、オンライン参加500名	

「医師の働き方改革について」(京都労働局 共催)

日時:令和4年11月9日(水)午後2時30分～午後4時30分	場所:ハートンホテル京都
テーマ:「医師の働き方改革と労働時間上限規制」	講師:岸川 守 氏(関西ステート経営労務事務所代表・特定社会保険労務士)
定員:会場参加20名、オンライン参加500名	

※申し込みは、京都私立病院協会ホームページの「研修・イベント申込」からお申し込みください。

